

2026年6月5日
四国交通株式会社

行政処分のご報告について(お詫び)

弊社は、国土交通省四国運輸局より下記の処分を受けたことをご報告させていただきます。

弊社バスをご利用いただいているお客さまをはじめ、関係する皆様には、多大なるご心配とご迷惑おかけしたことを、心よりお詫び申し上げます。

今回の処分を厳粛に受け止め、信頼回復と法令を遵守する組織運営を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

記

1. 処分の内容

(1)(乗合バス事業)無車検運行および定期点検未実施

処分内容:車両停止 70日車

停止期間:2026年6月1日~2026年7月5日 35日間 2両

(2)(乗合バス事業)定期点検未実施

処分内容:警告書

(3)(貸切バス事業)定期点検未実施

処分内容:警告書

(4)(乗合バス事業)運行の安全確保のための法令及び事故防止等、運転者に対する指導監督が一部不適切

処分内容:警告書

2. 処分を受けた日

2026年6月1日

3. 事象の概要

(1)から(3)につきましては、2025年11月13日西祖谷線および東祖谷線において、使用していた当社路線バス1両が、車検が切れた状態で運行したものであります。

また、事案を受け、全車両の調査を進めたところ、当該車両を含め法定定期点検が未実施であったことが判明いたしました

いずれにつきましても、入庫管理業務が属人化しており、管理体制上のチェック機能が不足していたため、管理担当者の業務負荷やミスが事案に直結したことが原因であります。

また(4)につきましては、2026年3月24日に徳島運輸支局より監査を受けたところ、事業用自動車の運行の安全を確保のために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったと、指摘を受けたものであります。

4. 再発防止策について

この度の事案につきまして、以下のとおり再発防止策を実施しております。

- (1) 車両管理・車検点検マニュアルを新たに策定し、管理監督者と各担当者の役割を明確にしたうえで、定期的に各担当者、整備管理者にて、有効期限と入庫の予定を確認し、法定点検の進捗を複数の目でチェックする体制を構築してまいります。
- (2) 車両管理・車検点検マニュアルをもとに、法定点検の重要性と期日の定めなど確認手順、車両整備基準等の再教育を行うとともに、車両管理に関する電子システムを新たに導入することで、ハード面での対策もいたします。

以上